

最近の施策紹介

JPOの取組

ユーザーの皆様と特許庁との意見交換の目的

特許庁の意識

MVVにおいて、「産業財産権を通じて、未来を拓く「知」が育まれ、新たな価値が生まれる知財エコシステムを協創することで、イノベーションを促進する」ことをビジョンとし、バリューズにも「ユーザーの立場で考える」・「前例にこだわらず、改善を続ける」と掲げているように、特許庁はユーザーの皆様と共に、真に必要とされる知財施策や審査実務を創り上げていくことを目指しています。



本意見交換の目的

このような意識のもと、本意見交換は以下を目的としています。

- ユーザーの皆様が事業戦略・知財戦略に基づき、特許庁の各施策を一層ご活用頂くために、特許庁の最近の施策や実施状況についてご説明すること
- 知財環境の変化を把握し、適時に施策や取組に反映していくために、ユーザーの皆様が最近の事業戦略・知財戦略を伺うこと
- 今後の施策の検討や審査実務の改善に繋げるために、最近の施策や審査実務の状況について忌憚のないご意見を伺うこと

ユーザーと審査官との特許権の共創

- ◆ 特許審査におけるユーザーの皆様と審査官との共通の目的である「強く・広く・役に立つ特許権」を「共創」という観点で、相互の信頼・協力関係を更に深めて^(注)、特許審査全体の効率及び品質の向上とともに、新たな価値が提供できる制度・運用の確立を目指します。

(注) 審査官と出願人が、相互の期待に応えようとする事、すなわち互いに知見・知識等を積極的に出し合うことで、審査プロセスの効率化やより良い特許権の設定につながるとともに、更なる信頼関係を醸成するという好循環が期待されます。

原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用

※運用の詳細は後述。

- ・審査官にとって、審判の結果を踏まえて当該分割出願の審査をする方が便宜である。
- ・出願人にとって、審判の結果を踏まえて分割出願の対応を検討できることは、より効率的かつ効果的な出願戦略の構築につながる。



(共創施策の例)

業界団体と審査室の対話 (令和5年度の実績)

情報提供制度について、業界に属する企業に対して事前に個社ヒアリングを行った上で、意見交換を実施し、審査における情報提供の活用状況や望ましい情報提供等について意識合わせを行った。

共創等の視点に基づく 分かりやすい起案形式の検討

新規性・進歩性等に関する分かりやすい起案形式について、ユーザー団体と意見交換を行い、汎用文例案を検討している。

※共創施策について、別途意見交換を希望される場合は是非お知らせください。

特許審査の状況

- 特許審査の迅速性について、2014年に10年目標としてFA10、STP14（※）の実現を掲げ、2023年度に達成
（※）一次審査通知までの期間10月以内、権利化までの期間14月以内
- 2024年度以降の目標は、特許審査のレジリエンス向上による迅速性（STP14）の維持
- 併せて特許審査の質の向上に取り組んでいる。

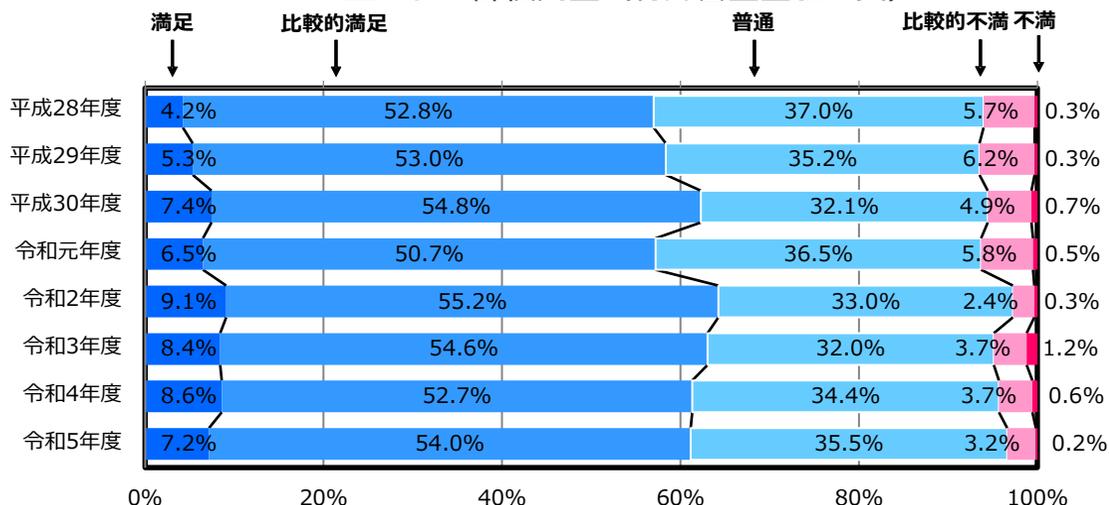
一次審査期間と権利化までの期間

※ 2023年度実績：FA 9.4か月、STP 13.8か月

2022年	一次審査通知までの期間 (FA期間)	権利化までの期間 (STP期間)
日本	10.1か月	14.9か月
米国	18.5か月	25.2か月
欧州	4.9か月	24.3か月
中国	13.0か月	16.5か月
韓国	14.3か月	18.4か月

特許審査の質についてのユーザー評価

ユーザー評価調査（特許審査全般の質）



※ 欧州特許庁の一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。

※ 米国はutility, patent and reissue pendency

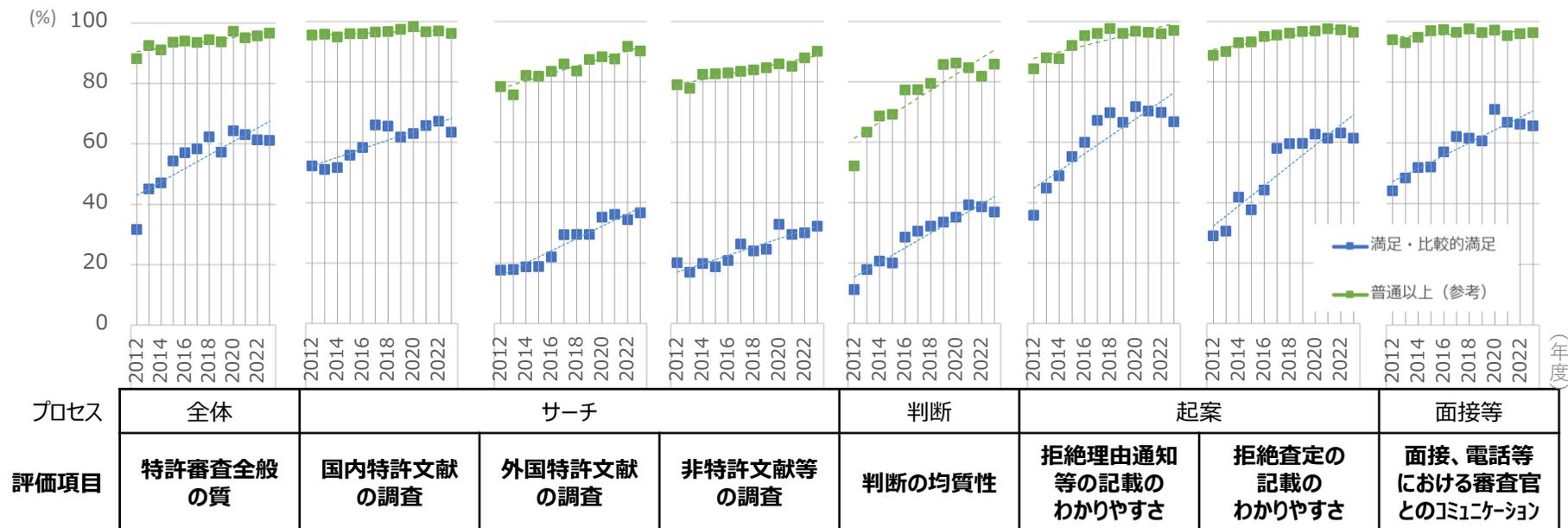
(資料) 米国：USPTO annual reportsのFY2022 Workload Tables

欧州、中国、韓国：IP5 Statistic Report 2022

特許審査の質についてのユーザー評価調査

国内出願における特許審査の全体評価及び主な個別の評価項目についての評価の推移

(2012～23年度)



- ユーザーの声を把握し、品質管理施策に反映させるため、特許審査の質についてのユーザー評価調査を、2012年度から毎年実施（[特許庁HP](#)にて公表）
- 2023年度は、全体評価では上位評価が60%程度、普通評価も合わせると95%以上
- 個別の評価項目のうち相対的に評価が低い「外国特許文献の調査」、「非特許文献等の調査」、「判断の均質性」や、ユーザーの関心が高い「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」を中心に、ユーザー満足度向上を目指して各種取組を引き続き推進

AI審査支援チーム

- ◆ AI関連技術は複数の審査部門にまたがる代表的な融合技術であり、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携することが必要
- ◆ 管理職員等とAI担当官から構成される「AI審査支援チーム」を2021年1月20日に発足
- ◆ AI審査支援チームは、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携し、最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有及び特許審査施策の検討等を実施
- ◆ AI担当官は、AI関連発明に関する審査の“ハブ”として、各審査部の知見を集約し相互に活用しつつ相談対応や、審査官向けの研修等を実施
- ◆ 2023年10月に体制強化を実施（AI担当官を13名から39名に増員）
- ◆ 2024年4月にAI担当官に研修・助言を行うAIアドバイザー（外部有識者）を設置



審査官とのコミュニケーション

面接

- ◆ 審査官と直接対話して意思疎通を円滑化。
- ◆ 審査請求（特）／出願（意・商）から審査手続き終了までいつでも要請可能（無料）。
- ◆ 出願人は、電子メールにより補正案等を送付することが可能。
- ◆ 1件の案件から、ご希望日程に柔軟に対応。
- ◆ 面接要請があった場合、審査官は原則全件面接を受諾。

※面接の他、出願人は電話等による対応の依頼が可能。



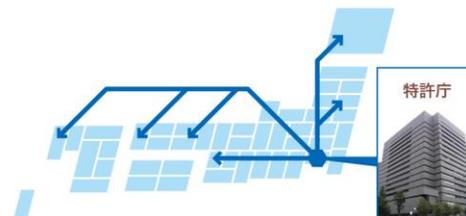
オンライン面接

- ◆ 出願人所有のPC等から、インターネット回線でオンライン面接審査への参加が可能。
（「Microsoft Teams」使用可）



出張面接（特・意のみ）

- ◆ 希望に応じて、出願人が使用する場所での面接も可能。
- ◆ 工場見学も実施することで、説明がより効果的に。
- ◆ INPIT-KANSAIに面接室を設置。



実績(2023年)

特許

意匠

商標

面接件数

2,095

118

42

（うちオンライン）

1,073

29

12

（うち出張）

125

5

-

電話等対応件数

19,812

2,015

5,098

ユーザーの声



- 他社製品との差異の重要性を審査官に伝えられた。
- 審査官の意図を把握しやすい。

「面接・電話対応に関するユーザーアンケート調査」（特のみ）
実施中（R6.1～6予定）。面接・電話等対応時に、特許審査官から
協力依頼がありますので、是非回答いただき、ユーザーの声をお聞かせください。

事業戦略対応まとめ審査

- 事業に関連する複数の出願について分野横断的にまとめて審査を受けることが可能（申請は、2件の出願から可能。）。
- 出願人の望むタイミングでの権利化を支援。
- 特許に加え、意匠・商標の出願もまとめて申請可能。

(例) 電気自動車



ユーザーの声

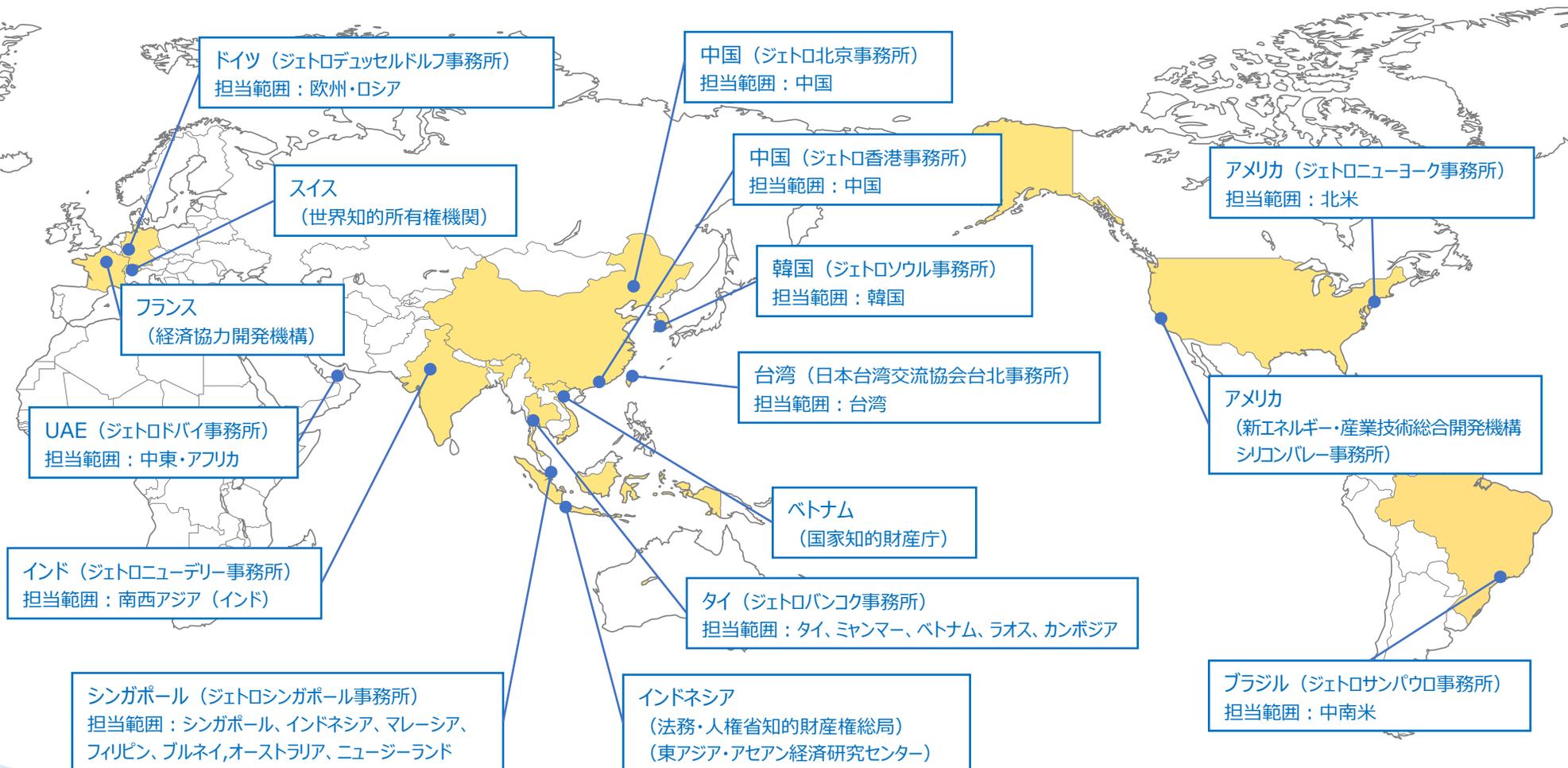
- 強く広い特許ポートフォリオを迅速かつ効率的に構築できた。
- 意図するタイミングで関連する特許群を権利化できた。

実績 (2023年)

- 23件の申請
- 248件の特許出願

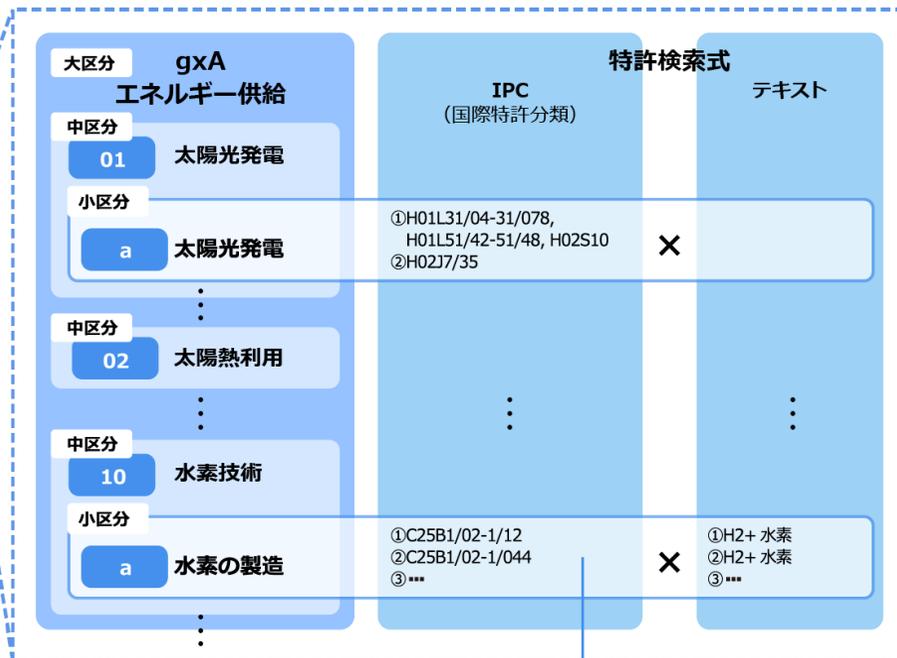
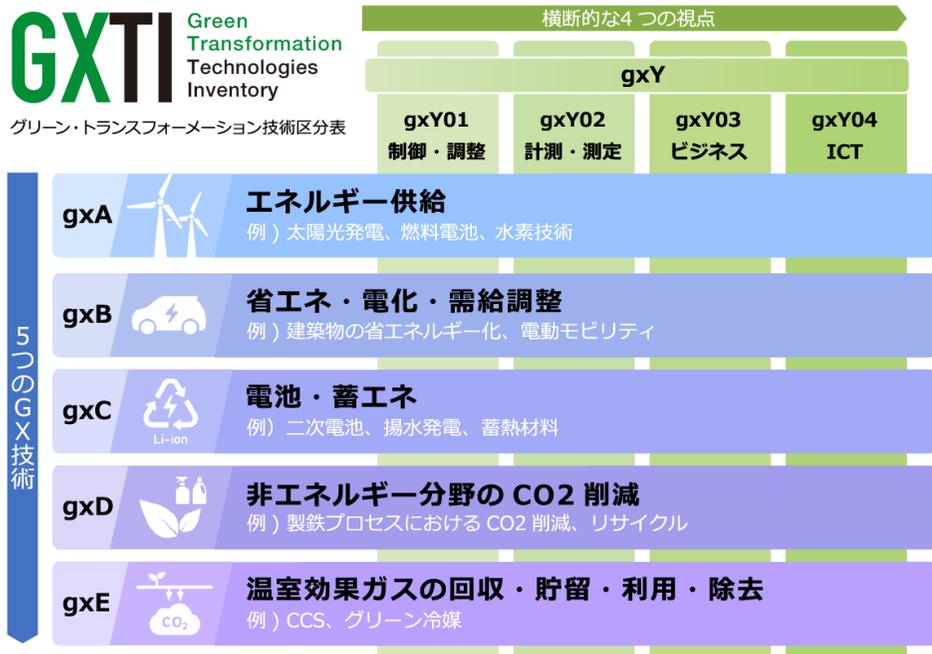


特許庁の知財専門家を世界に配置



グリーン・トランスフォーメーション技術区分表

- ◆ GXに関する技術を5つの技術区分と横断的な4つの視点により俯瞰できるようにした技術区分表（GXTI）を2022年6月に**世界に先駆けて**作成・公表するとともに、GXTIに基づいた**特許出願動向の網羅的な調査**を実施し、2023年5月に公表。
- ◆ 共通のものさしとして、**自社のGXに関する取組を知財の面から客観的に**示すことが可能。



検索式は特許審査官が作成

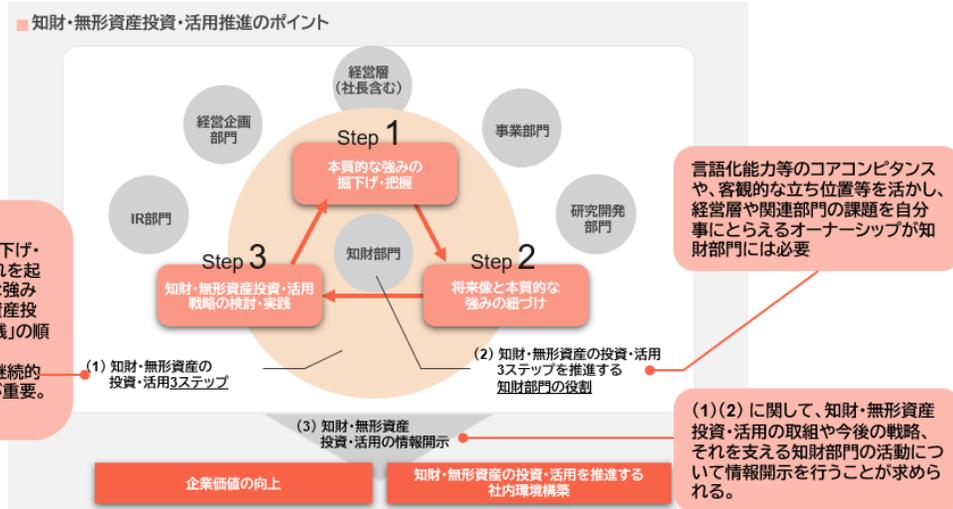
GXTIに基づく特許情報分析の結果概要

https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti/tokkyo-joho-bunseki_chousa-kekka.html



知財経営への招待～知財・無形資産の投資・活用ガイドブック～

- 知財・無形資産の投資・活用の実践及び適切な情報開示に向けて、取り組むべき事項をまとめたガイドブック。
- 知財・無形資産の投資・活用を推進するためのポイント、それを機能させるための知財部門の役割及び知財・無形資産の投資・活用に係る情報開示の重要性や方法論について、具体的かつ多様な事例とともに紹介。



知財経営への招待～知財・無形資産の投資・活用ガイドブック～

<https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai-mukei-toushi-katsuyou-guide/>



オープンイノベーション促進のためのマナーブック

- オープンイノベーションを成功させるための、良好なパートナーシップ構築において**大学・企業の双方が意識すべきポイント**を「マナー」として紹介した、大学と企業のオープンイノベーション促進のためのマナーブックを2024年4月に公表。
- 加えて、オープンイノベーションに取り組む大学や企業の関係者からの声をまとめた「Tipsと現場の方の声」も記載。
- **本マナーブックから連携先との良好なパートナーシップの構築のための心構えを学び、連携先と実現したい理念や共同したい目的を共有した上で、契約交渉の際はOIモデル契約書を併せて活用することで、より円滑かつ効果的にオープンイノベーションを進めることが可能。**

大学とスタートアップの
オープンイノベーション促進のための

MANNER BOOK

マナーブック

大学・スタートアップの持続可能な連携を通じた「知」の好循環による社会価値の総和を最大化しよう！

では、どうすれば良いのか？ 悩んだ我々は、オープンイノベーションの現場をたくさん見てきた大学 産学連携部門・知財部門の方、スタートアップ・ベンチャーキャピタル・弁護士の方々と徹底的に議論しました。なぜ失敗してしまうのか、どうすれば成功できるのか…。失敗して、収斂して、絞り出したオープンイノベーションのマナー5箇条がコチラです！！！！



01 オープンイノベーションを成功させるためのパートナーシップを構築するために

本題のねらい

「マナーブック」を活用して、良いパートナーシップを構築しよう！



「マナーブック」はこんな方におすすめ

今後、大学兼ベンチャーの創出やスタートアップとの連携を推進していきたいと考えている大学の産学連携担当者・知財・発注担当者・スタートアップ支援担当者の方

大学のシーズを活用したスタートアップに提案している / 今後立ち上げたいと考えている方

大学とスタートアップのオープンイノベーションを成功させるための、良好なパートナーシップ構築において大学・スタートアップの双方が意識すべきポイントを「マナー」としてご紹介します。

大学と事業会社の
オープンイノベーション促進のための

MANNER BOOK

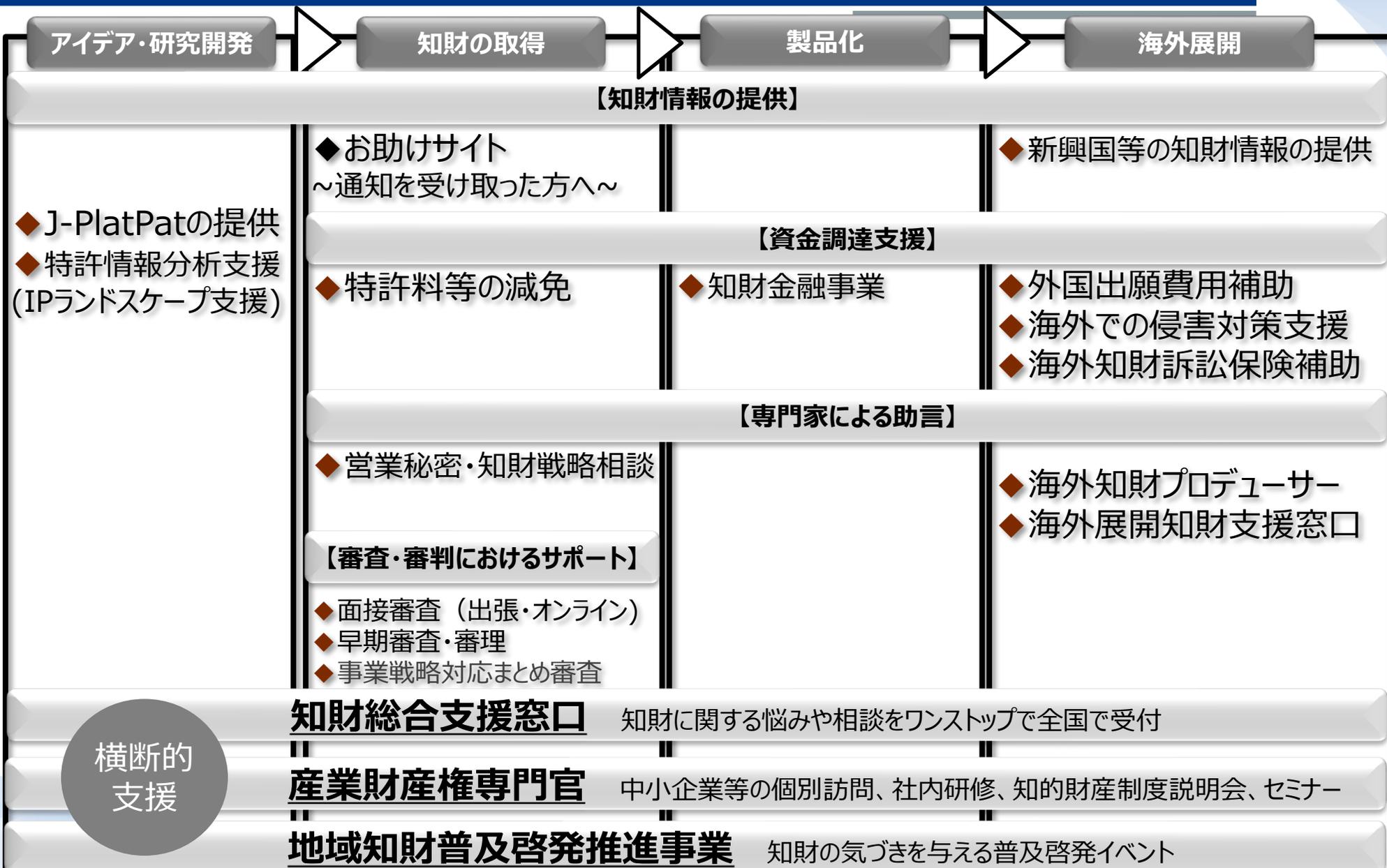
マナーブック

大学・事業会社の持続可能な連携を通じた「知」の好循環による社会価値の総和を最大化しよう！

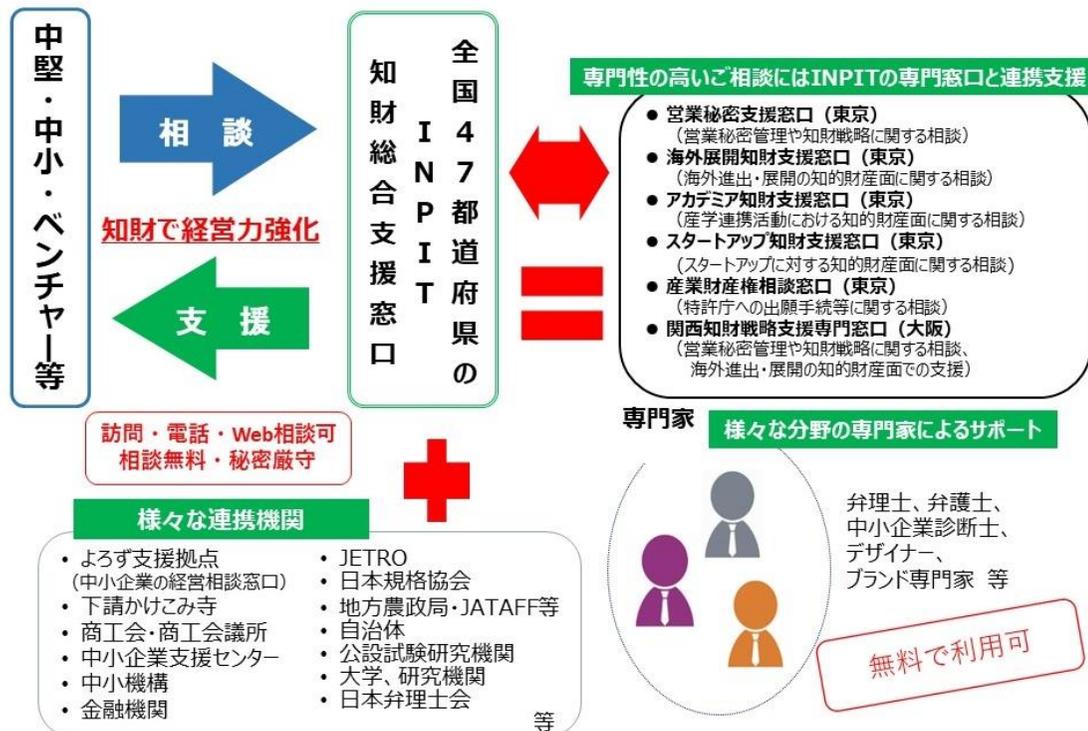
では、どうすれば良いのか？ 悩んだ我々は、オープンイノベーションの現場をたくさん見てきた大学 産学連携部門・知財部門の方、事業会社・弁護士の方々と徹底的に議論しました。なぜ失敗してしまうのか、どうすれば成功できるのか…。失敗して、収斂して、絞り出したオープンイノベーションのマナー4箇条がコチラです！！！！



企業の事業フェーズにおける支援施策俯瞰図



- 中小企業等が抱える**様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る地域に根付いた支援を行う窓口**として、「INPIT知財総合支援窓口」を、47都道府県に設置しています。
- 経験豊富な支援担当者が弁理士や弁護士などの専門家や関係支援機関と連携しつつ、経営課題の解決に向けて効率的・網羅的な支援を無料で提供しております。



中小企業支援機関等との連携

- 地域の商工会議所、商工会、よろず支援拠点、中小企業支援センター等の支援機関や自治体、金融機関等との連携を図ることで、幅広くきめ細やかな支援の提供を実現しています。

知財等専門家によるサポート

- 相談者の課題の内容に応じて、弁理士、弁護士、中小企業診断士、デザイン専門家、ブランド専門家等によるサポートを実施しています。

スタートアップ支援

スピード

- 権利取得の経験が少ないスタートアップに向けて、面接活用早期審査では、コミュニケーションを充実し、きめ細かなサポートを提供
- とにかく早く権利を取得したいというニーズには、スーパー早期審査で対応



料金減額

- スタートアップは料金が **1/3!**
※企業規模等の要件有り
- 手続を簡素化

(一例) 審査請求料・特許料

約45万円
(通常)

→ 約15万円
(軽減後)

- ✓ 出願審査手数料/特許料は平均的な請求項数である8として計算
- ✓ 特許料は第1年分から第10年分として計算
- ✓ 2019年4月1日以降に審査請求をした場合は新減免制度が適用

情報提供

- 知財ポータルサイト“IP BASE”において、インタビュー記事、事例集、勉強会などの情報を発信。
- IP BASE主催セミナーの開催やSNSを通して、スタートアップコミュニティに知財の重要性を発信。



スタートアップに対するプッシュ型支援 (PASS*)

<これまでの課題>

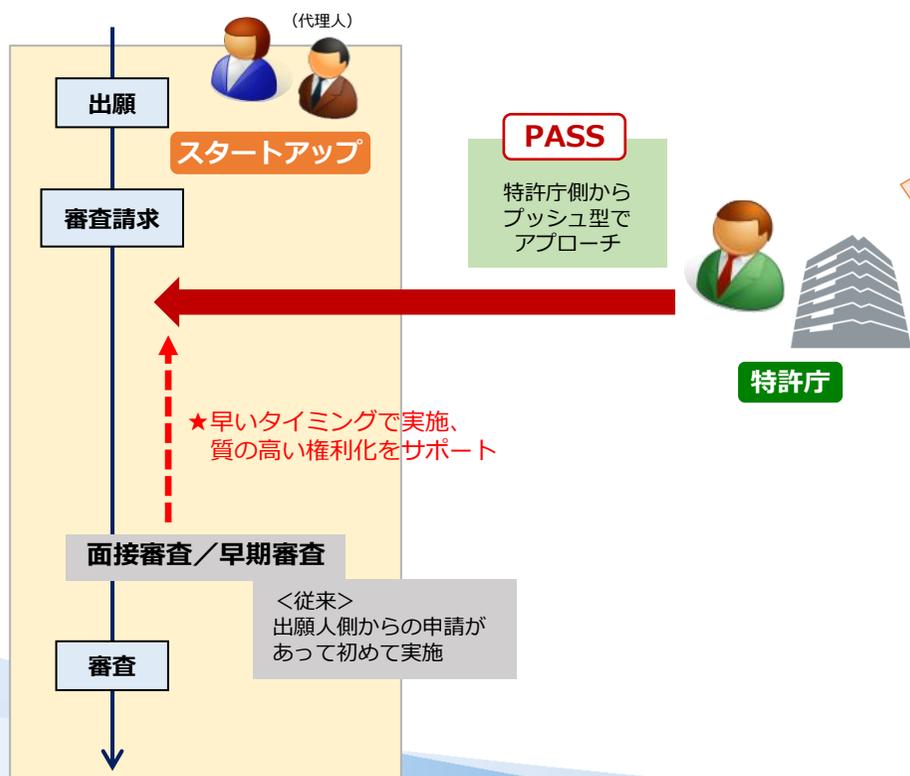
面接審査、スーパー早期審査等の支援策について、出願人の申請がないと実施していない。

→制度利用の経験がない又は少ないスタートアップは十分に活用できず、

結果として、事業に対応した使いやすい権利を取得できない、迅速な権利化ができない等の場合がある。

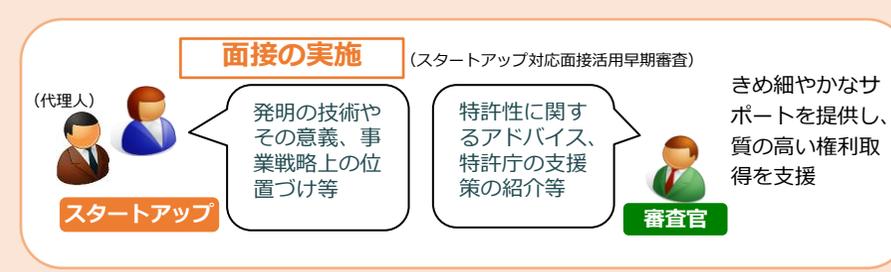
スタートアップに対するプッシュ型支援 (PASS)・・・令和6年度から実施

- ・特に支援すべき対象であるスタートアップに対して、特許庁側からプッシュ型でアプローチ。
- ・スタートアップ対応面接活用早期審査（面接の実施、スーパー早期審査での対応）等を紹介し活用を促進。
- ・面接を行う場合、関心に応じてスタートアップ支援策や特許庁の施策を紹介。



PASSの実施イメージ

スタートアップからの
審査請求を発見！
連絡しよう



最近の特許法・特許制度等改正の概要

特許出願非公開制度

- ◆ 特許出願非公開制度は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」において定められる4つの制度のうちの1つ。**令和6年5月1日から施行**。
- ◆ 制度趣旨
 - ①公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されている特許出願について、特許出願人としての地位は確保しつつ、特許法上の出願公開、特許査定及び拒絶査定の手続を留保し、発明の実施や開示の制限等の情報流出防止の措置を講ずること、外部から行われる行為に利用されることを未然に防ぐ。
 - ②これまで安全保障に配慮して特許出願を自重していた発明者に対しては、特許法上の権利を受ける途を開く。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 第5章（特許出願の非公開）の概要

1. 特許出願の非公開に関する基本指針を策定（第65条）

2. 技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）（第66条）

・特許庁は、特定技術分野に属する発明が記載されている特許出願を内閣府に送付

4. 保全指定（第70条）

・「保全対象発明」を指定、出願人に通知

3. 保全審査（第二次審査）（第67条）

・「保全審査」（＝発明の情報を保全することが適当と認められるかの審査）における考慮要素

- ① 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度
- ② 発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響 等

5. 外国出願禁止（第一国出願義務）（第78条）

・日本でした特定技術分野に属する発明については、まず日本に出願しなければならないこととする第一国出願義務を規定（特許庁に対し、該当するかどうかを事前確認可能（第79条））

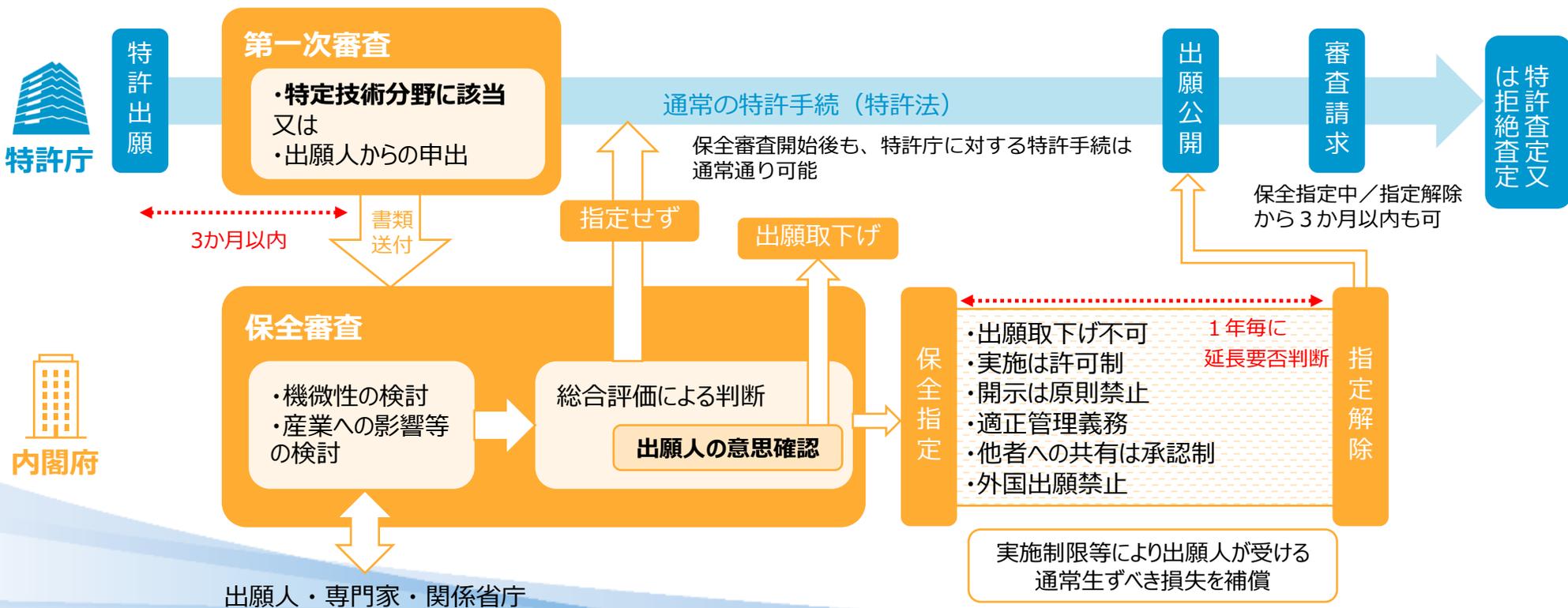
6. 補償（第80条）

・発明の実施の不許可等により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償

特許出願非公開制度

第一次審査

- 特許庁では、特許出願の中から、国際特許分類等に基づいて**特定技術分野に属する発明**が記載されている出願を選別して内閣府に出願書類を送付して保全審査に付す第一次審査を実施（第66条第1項）。
- 特許出願人から特許出願とともに保全審査に付することを求める申出書が提出された場合には、当該申出において示された発明も、原則として保全審査の対象となる（同条第2項）。



特定技術分野の概要

特定技術分野：

公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野であり、国際特許分類を用いて政令で定められたもの。保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野（下記の項番10～19）については、付加要件により技術分野以外の角度からの絞り込みも行う。

項番	分野	政令で示す内容の概要
1	航空機等の偽装・隠ぺい技術	B64及びF41H3/00が付与される技術の分野
2	武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術	B64C39/02、B64U又はG05Dが付与され、かつ、F41又はF42が付与される技術の分野
3	誘導武器等に関する技術	F41G7が付与される技術の分野 F42B15が付与される技術の分野
4	発射体・飛翔体の弾道に関する技術	F42B10が付与される技術の分野
5	電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術	F41B6が付与される技術の分野
6	例えばレーザー兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防衛技術	F41H13が付与される技術の分野
7	航空機・誘導ミサイルに対する防衛技術	F41H11/02が付与される技術の分野
8	潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術	B63G8/28からB63G8/33までのいずれかが付与される技術の分野
9	音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの	B63C7/26、B63C11/48、G01S1/72からG01S1/82までのいずれか、G01S3/80からG01S3/86までのいずれか、G01S5/18からG01S5/30までのいずれか、G01S7/52からG01S7/64までのいずれか又はG01S15が付与され、かつ、F41が付与される技術の分野
10	スクラムジェットエンジン等に関する技術	F02K7/14が付与される技術の分野
11	固体燃料ロケットエンジンに関する技術	F02K9/08からF02K9/40までのいずれかが付与される技術の分野
12	潜水船に関する技術	B63B3/13 が付与される技術の分野 B63G8/00からB63G8/26までのいずれか又はB63G8/34、B63G8/38若しくはB63G8/39が付与される技術の分野
13	無人水中航走体等に関する技術	B63C11/00及びG05Dが付与される技術の分野
14	音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの	B63C7/26、B63C11/48、G01S1/72からG01S1/82までのいずれか、G01S3/80からG01S3/86までのいずれか、G01S5/18からG01S5/30までのいずれか、G01S7/52からG01S7/64までのいずれか又はG01S15が付与され、かつ、B63Gが付与される技術の分野
15	宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術	B64G1/58、B64G1/62、B64G1/64又はB64G1/68が付与される技術の分野
16	宇宙航行体の観測・追跡技術	B64G3が付与される技術の分野
17	量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術	G01J1/02からG01J1/08までのいずれか、H01L27/14からH01L27/148までのいずれか又はH01L31/08からH01L31/119までのいずれかが付与される技術の分野のうち、量子ドット又は超格子に関するもの
18	耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術	G06F21/86又はG06F21/87が付与される技術の分野
19	通信妨害等に関する技術	H04K3が付与される技術の分野
20	ウラン・プルトニウムの同位体分離技術	B01D59が付与される技術の分野のうち、ウラン又はプルトニウムに関するもの
21	使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術	G21C19/33からG21C19/50までのいずれかが付与される技術の分野
22	重水に関する技術	C01B5/02が付与される技術の分野
23	核爆発装置に関する技術	G21J1が付与される技術の分野 G21J3が付与される技術の分野
24	ガス弾用組成物に関する技術	C06D7が付与される技術の分野
25	ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術	F42B5/145が付与される技術の分野 F42B12/46からF42B12/54までのいずれかが付与される技術の分野

付加要件：

- ① 我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明
- ② 国又は国立研究開発法人による発明
- ③ 国の委託等に係る発明

特許出願非公開制度

外国出願禁止（第一国出願義務）

- 日本国内でした発明であって公になっていないものが、**特定技術分野に属する発明**であるときは、政令で定める例外を除き、**外国出願（特許協力条約（PCT）に基づく国際出願も含む）よりも先に日本に特許出願（第一国出願）しなければならない**（第78条第1項）。
- 外国出願しようとする発明について、外国出願が禁止されるものであるかどうか、日本へ特許出願することなく、特許庁長官へ確認を求めることができる（**外国出願事前確認**：第79条第1項）。ただし、**外国出願禁止の対象となる発明について、日本へ特許出願（第一国出願）をして、保全指定を受けなければ外国出願が可能になるのに対して、外国出願禁止の事前確認では原則として外国出願が禁止されるため、国内で特許出願をして保全審査を受ける方が、外国出願禁止の事前確認を利用する場合に比べてより幅広い発明が外国出願禁止の対象から外れることになる点に留意。**



自分の出願したい発明が外国出願禁止の対象か確認したい場合、どのようにしたらよいか？

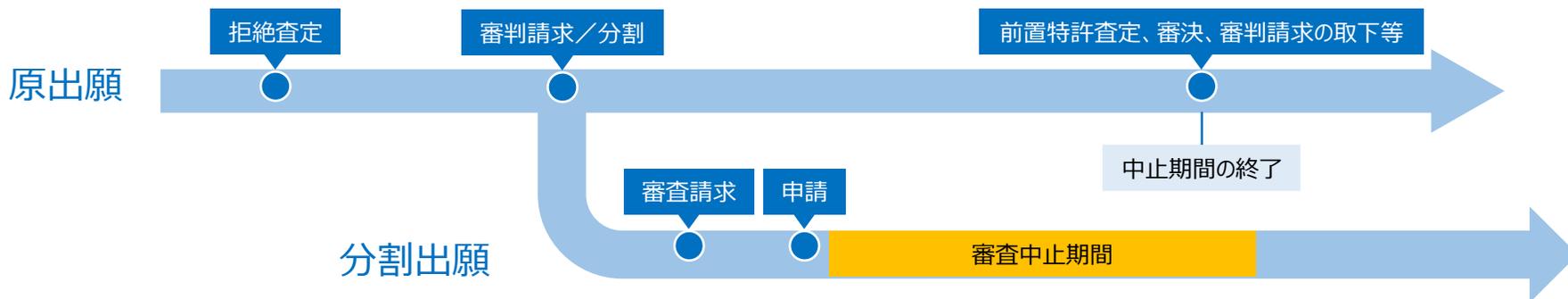
方法	1. 日本への第一国出願 (第一次審査・保全審査)	2. 外国出願の禁止に関する事前確認
手続	特許出願 ★オンライン手続or書面手続	外国出願事前確認のための申出書の提出 ★書面手続
言語	日本語	日本語 or 英語
判断期間	出願日から3か月以内（第一次審査） 出願日から10か月以内（保全審査）など	申出書が特許庁に届いた日から10開庁日程度 ※特許庁が内閣府に確認を求めない場合、添付書類が長大ではない場合 等
手数料	14,000円（出願料金）	25,000円
留意点	－	特許請求の範囲は記載不要

原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用について

1. 概要

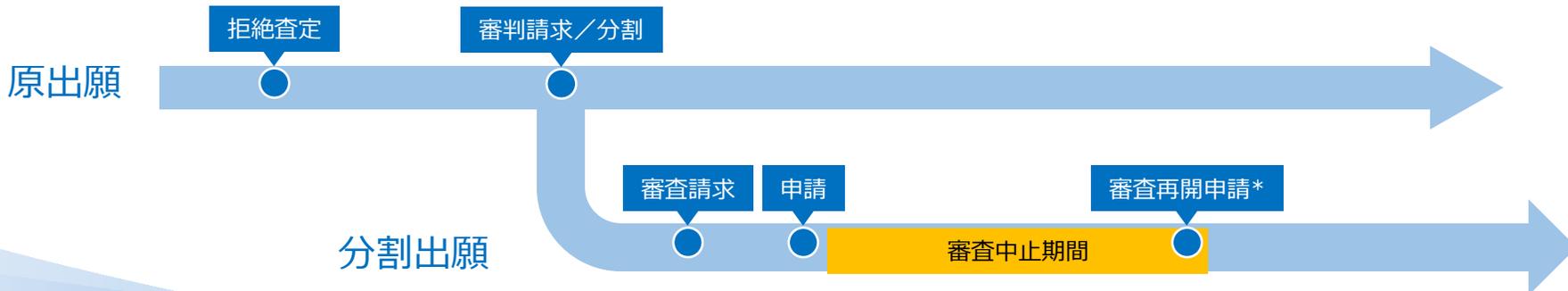
分割出願のうち原出願の拒絶査定後、拒絶査定不服審判の係属中に**出願されたもの**について、審判の結果を踏まえて当該分割出願の審査をする方が便宜である場合がある。また、出願人にとって、審判の結果を踏まえて分割出願の対応を検討できることは、より効率的かつ効果的な出願戦略の構築につながると期待される。

そこで、分割出願のうち出願人から申請された案件について、効率的かつ適正な審査を行う観点から、**特許法54条1項を適用し、原出願の審判の結果等が判明するまで当該分割出願の審査を中止する運用**を行う。



2. 審査再開の申請について（令和6年4月からの運用変更）

・令和6年4月から、審査中止期間の終了前に、出願人側からの申請に基づき分割出願の審査の再開が可能。



*出願人又は代理人は、審査の再開を希望する旨の上申書の提出・専用フォームの送信により申請。

上申書において、原出願の拒絶査定不服審判の帰趨によらず、分割出願の権利化を図るに至った理由、及び、審査の再開を希望する旨を記載。

INPIT法改正の概要

- INPITは、中小企業・スタートアップの知財経営支援の中核機関として、情報提供・研修・相談業務等を実施してきたが、さらなるワンストップ知財支援の実現に向け、INPIT法を改正し、機能強化を図る。
- 具体的には、INPITの業務として新たに中小企業等に対する助言・助成業務を追加するほか、INPITの目的規定にも、こうした助言・助成業務を明記することで、今後のINPITの主要業務として位置付ける。

第3条 (INPITの目的)

- 特許法上の**中小企業者**※1・**試験研究機関等**※2に対する**助言・助成**を目的規定においても**明確に記載**。
- 上記の業務を名実ともに、既に目的規定において記載されている**情報提供・研修業務に並んで、INPITの主要業務**に位置付け。

第11条 (業務の範囲)

- 以下の業務を新設。
 - 特許法上の**中小企業者・試験研究機関等に対する助言・助成**
 - 産競法において新設される「**特定中堅企業者**※3」のうち、**事業再編計画の認定を受けた者に対する助言・助成**
 - 産競法において新設される「**特定新需要開拓事業者**※4」への**助言**

(※1) 中小企業者…いわゆる中小企業・個人事業主や、事業協同組合・商工組合等

(※2) 試験研究機関等…大学・大学共同利用機関、公設試験研究機関（地方公共団体の試験研究機関）等

(※3) 特定中堅企業者…中堅企業者（従業員数2000人以下で中小企業者でない企業）のうち、さらなる成長を見込むものとして経済産業省令で定める基準に該当するものとして産競法において定義。

(※4) 特定新需要開拓事業者…事業者と大学等が共同で行う研究開発の成果について、新たな市場を開拓するために標準・知的財産を一体的に活用するオープン＆クローズ戦略を検討・策定し行う事業（特定新需要開拓事業）を実施する者として産競法において定義。

本日は貴重な意見交換の機会をいただき、
ありがとうございました。



特許庁
公式X



特許庁
メールマガジン
配信サービス

